

令和7年度第2回三重県特別職報酬等審議会 概要

- 1 日 時 令和7年12月16日（火） 15時15分～16時15分
- 2 場 所 勤労者福祉会館5階 職員研修センター第1教室
- 3 出席者 委 員) 小倉会長、番条会長代理、秋山委員、薄井委員
大畠委員、木村委員、須川委員、尾藤委員
事務局) 後田総務部長、森吉総務部副部長、渡邊人事課長
ほか3名
- 4 議事
 - ・開会
 - ・資料説明
 - ・審議
 - ・閉会
- 5 決定事項
 - ・答申内容は下表のとおりとする。

	改定後	現行	改定額
知 事	1,334,000円	1,300,000円	34,000円
副知事	1,052,000円	1,025,000円	27,000円
議 長	1,063,000円	1,036,000円	27,000円
副議長	938,000円	914,000円	24,000円
議 員	865,000円	843,000円	22,000円

※実施時期は令和8年4月1日から改定することが適当

- ・現下の社会情勢をふまえ、審議会を効率的に運営するとともに、より深く審議を行うため、当分の間、毎年開催することを検討すべき
- ・令和7年12月16日（火）16時40分から、知事に答申書を手交
- ・知事への答申をもって、本審議会を解散

- 6 発言要旨
 - (1) 報酬等について
 - ・前回の審議会では特別職の報酬等を引き上げるとの結論を得ているが、その後の国や他県の状況をふまえ、この結論を変更する必要があるか。
【小倉会長】
⇒変更すべきとの意見なし
 - ・成果や実働の部分が目に見えない。報酬と成果は結び付いているべき。
【森下委員】※事務局より聴取を行った際の意見を報告

(2) 毎年開催について

- ・委員の立場からも毎年開催の方が準備しやすい。【秋山委員】
- ・毎年開催は、委員の日程調整に資するものである。また、現在の情勢をふまえると、次年度も何らかの審議が必要となる可能性が高い。【番条会長代理】
- ・部長級職員の改定率が1.5%を大きく下回る状況においては、審議会で確認の上、毎年開催を取りやめることも考えられるため、「当分の間」とすべきである。【番条会長代理】
- ・長年デフレで審議会を開催していなかったが、昨年度久しぶりの開催であった。そのような中、昨年度基準を設けたが、環境が極端に変わってきた。当分の間、毎年開催とすべきとの意見を答申に盛り込んでよい。【小倉会長】
⇒異議なし

(3) 答申文案について

- ・経常収支比率だけでなく公債費負担比率も数値が高く、また、両数値は全国値と比較しても高いことに留意する必要がある。【大畠委員】
- ・「国の特別職」には防衛省職員や裁判所職員が含まれることから、「内閣総理大臣・国務大臣等の国の特別職」など表現を工夫する必要がある。【須川委員】